

平成 28 年 (ワ) 第 12785 号 第 17680 号 第 28219 号 損害賠償等請求事件

原告 部落解放同盟 外 247 名

被告 示現舎合同会社 外 2 名

準備書面・書証等提出書

2017年9月15日

東京地方裁判所民事第13部 御中 (FAX03-3592-9464)

被告 示現舎合同会社代表者代表社員 官部龍彦殿

官部龍彦殿・三品純殿 (FAX020-4664-2806)

原告ら代理人 弁護士 指宿 昭一



FAX03-6427-5903

頭書事件について、原告代理人は、下記書面を提出します。

記

- 1 準備書面 5 9頁
- 2 証拠説明書 8 (甲 81~84) 2頁

準備書面・書証受領書

東京地方裁判所民事第13部 御中 (FAX03-3592-9464)

原告訴訟代理人 弁護士 指宿昭一 宛 (FAX03-6427-5903)

上記書面を受領しました。

2017年 月 日

被告示現舎合同会社代表者代表社員官部龍彦 印

被告官部龍彦 印

被告三品純 印

平成 28 年（ワ）第 12785 号 第 17680 号 第 28219 号 損害賠償等請求事件





原告 部落解放同盟 外 247 名

被告ら 示現舎合同会社 外 2 名

2017年9月25日

準備書面 5

東京地方裁判所民事 13 部 御中

| | | | |
|-----------|----|---|---|
| 原告ら代理人弁護士 | 河村 | 健 |  |
| 同 | 山本 | 志 |  |
| 同 | 指宿 | 昭 |  |
| 同 | 中井 | 雅 |  |

原告らは本準備書面で、従前の主張に対する補足を行う。

第1 被告官部が被差別部落に関する情報収集に執着してきたこと

1 鳥取県に対する情報公開請求

2007年11月、被告官部は、鳥取県知事に対し、部落解放鳥取県企業連合会による加点研修の実績報告書、受講者名簿の開示などを求めて開示請求した（甲81）ところ、一部を不開示とする決定をしたため、同決定を不服として鳥取地裁で取消訴訟等を提起した。しかし、鳥取地裁は、被告官部の主張を認めず、請求棄却・請求却下判決を下した。

同地裁判決を受け、被告官部は控訴したが、2009年2月13日、広島高裁松江市部も、「受講者の役職」及び「受講者の合否」についての開示請求については認めたものの、その余の請求については原判決を維持した（甲82）。同判決は、その余の請求を維持した理由として次のように述べる。

「企業連の会員企業は、現実にそうであるか否かに関わらず、同和地区出身者により経営されている企業であると認識されるおそれがあるところ、同和地区出身者に対する差別がなくなったとはいえない現状において、同和地区出身者により経営されていると認識された企業は、他の企業から取引の相手方として選択することを忌避されるおそれがないとはいえない」「現に調査結果のある、落書きや結婚問題に関する意識から、同和地区出身者が経営する企業に対する差別意識を推論することが不合理なものとは言えない。」と説示されている。

すなわち、同判決、差別落書き・結婚差別等の部落差別の現実を前提として、情報公開による部落差別の助長する情報の公開を制限した極めて正当なものである。本件訴訟においても、原告らは、被告らによる被差別部落所在地情報公開行為により、部落差別が助長されると繰り返し述べているところである。

上記広島高裁松江市部判決を受け、被告官部は上告したが、2009年9月29日、最高裁は上告を棄却し、原判決が確定した（甲82）。

なお、被告官部は、甲82において、上告棄却された広島高裁松江市部判決について「一部勝訴（50%）」などと述べるが、被告官部の被差別部落所在地情報を収集したいという意図からすれば、100%敗訴判決である。

2 鳥取市に対する情報公開請求

2012年3月8日、被告官部は、鳥取市下味野地区の同和対策固定資産税減免の対象地域等の公開を求めて鳥取地裁で取消訴訟等を提起した。しかし、2013年3月15日、鳥取地裁は、被告官部の請求を全面的に却下ないし棄却する判決を下した。同判決は、情報の不開示を適法とする理由として次のように述べる。

「鳥取県が平成23年2月に実施した鳥取県人権意識調査によれば、同和地区の人々に対する部落の現状に関する質問に対し、今なお多くの分野で格差や差別意識が存在している旨の意見（9.6パーセント）や同和地区の生活環境や就労、教育面の格差は解消したが、同和地区の人々に対する差別意識は解消されていない旨の意見（30.6パーセント）などの差別意識が解消されていない旨の意見が53.2%に達した上（乙12.75頁）、自分の子が同和地区出身の人と結婚しようとする場合にどのように対応するかについての質問に対し、結婚に否定的な意見が12.1パーセントを占めたことが明らかにされており（乙12.7頁）、鳥取県では、差別意識がなくなったとはいえない状況にある。このような現状に鑑みれば、仮に、被告が、前記のような特定の地区と結び付けた上でなされたような公文書開示請求に応じ、結果として地方公共団体である被告が、特定の地区を同和地区であると解していることを表明することになれば、特定の地区の居住者及び出身者が差別にさらされるおそれがあり、このことは文書の開示請求が差別的取扱を企図してその対象者を特定する目的を有している者によってな

されたものなのか、差別意識のない者によってなされたものなのかによって変わりがないものと解するのが相当である。なぜなら、特定地区が同和地区なのかどうかということは未だにセンシティブな事項であるところ、開示するか否かが、開示請求者がどのような目的で、どのような意識のもとに開示請求をしているかといった外形的に容易に判断できない内面的要素によって区別されるとしたのでは、その判断を誤って公的見解が表明された場合にそれによって生じた危険を事後的に解消することが困難であるため、門地による差別差禁じた憲法を全うすることができないこととなるからである。」

「部落解放運動において、『寝た子を起こすな』という発想を批判する観点から、被差別部落に生まれた者自身が自ら同和問題の存在を明らかにするとともに部落解放を目指す姿勢が必要であることが強調されることがあることは公知の事実であるが、同和地区に住所を有する住民が自ら自分の情報を公表していくことと、住所を有しない者がそのような境遇にある者の情報を公表することは、局面が全く異なる行為であって、前記のような見解が存在することをもって、特定の地区が同和地区であることを被告が公にすることが許容されるとはいえない。」

前者については、部落差別の存在を前提とした上で、被告官部からの情報開示請求に応じることによる特定の地区の居住者及び出身者が差別にさらされるおそれ、差別の性質上から一度公開されると事後的被害回復が困難であることを考慮しており、正当な判断である。本件訴訟においては、被告らが「全国部落調査」を入手し、インターネット上で公開したことにより、「おそれ」ではなく、被差別部落出身者等が現実さらされている。同判決が、危惧していた「おそれ」が現実化したのである。また、本件訴訟においては、被告らがインターネットを用いて被差別部落所在地情報を晒していること

を考慮すれば、事後的回復が「困難」では足りず、完全な事後的回復が「不可能」になる事態も想定される。また、後者についても、本件訴訟で原告らがカミングアウトとアウティングとは全く異なると主張していること（原告ら準備書面1の26～27頁）と同様であり、正当な判断である。被差別部落出身者等自身が自ら自分の出自等を明らかにしていくことと、被告官部が被差別部落の所在地を勝手に公表することとは正反対のものであり、被告官部がそのような勝手な公表をすることは許されない。アウティングは時には人の生命を奪う可能性のある行為であるにもかかわらず、被告官部は、裁判所からの判示を無視し、本件訴訟で問題となっているアウティングに及んでいるのである。

上記鳥取地裁判決を受け、被告官部は控訴したが、2013年10月9日、広島高裁松江市部は、原判決と同様の理由から控訴を棄却した（甲82）。

同判決を受け、被告官部は上告したが、最高裁は上告を棄却し、原判決が確定した（甲82）。

3 鳥取市に対する住民訴訟及び文書提出命令申立

2012年、被告官部は、鳥取市下味野地区の同和対策固定資産税減免部分の徴収を怠ることが違法であること等を求めて、鳥取地裁で住民訴訟を提起した（甲83）。しかし、2015年6月5日、鳥取地裁は、訴訟要件を満たしていないとして請求却下判決を下した。被告官部は、控訴、上告をするも、2016年4月19日、高裁、最高裁も原判決と同じく請求を却下し、原判決が確定した（甲83）。

被告官部は、上記訴訟において、鳥取市下味野地区の同和対策固定資産税減免の対象地域等の文書提出命令を申し立てている。実質的に、前記2の情報公開請求訴訟の蒸し返しである。当然、同文書提出命令申立は、前記2の判決と同様の理由で却下決定が下される（乙33）。被告官部は、同決定に

対し、即時抗告、特別抗告するが、2014年6月16日、広島高裁松江市部で抗告を許可しない決定が下されている。

なお、上記住民訴訟及び文書提出命令申立は、被告宮部の親族が原告となっているが、従前の経緯（甲81～83）から見て、実質的に訴訟進行しているのは被告宮部としか考えられない。

4 滋賀県に対する情報公開請求

訴状第3の4〔18頁〕でも述べたように、被告宮部は、滋賀県の地域総合センターの施設の名称や所在地等の「要覧」等の開示請求をした。しかし、最高裁2014（平成26）年12月5日判決は、次の理由等から被告宮部の請求を棄却した。

「本件非公開部分については、これが公開されると、本件目次や本件一覧表に網羅的かつ一覽的に掲記されている各地域センターの名称や所在地等が上告人において把握している同和地区の名称や所在地等として一般に認識されるおそれがある上、これらの情報が各地域センターの概要の説明に係る記載内容のうち既に開示されているものと照合されることにより、各地域センターが設置されている各地区の居住者等の具体的な状況の詳細に係る情報が同和地区の居住者等に関する情報として一般に認識されるおそれもあるといわなければならない。これらの情報があいまって、当該各地区の居住者や出身者等に対する差別意識を増幅して種々の社会的な場面や事柄における差別行為を助長するおそれがあり、ひいては、前記2(7)のとおり人権意識の向上や差別行為の根絶等を目的として種々の取組を行っている上告人の同和対策事業ないし人権啓発事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものというべきである」

被差別部落所在地情報の公開が、被差別部落出身者等に対する差別意識を

増幅させ、差別行為助長するおそれがあると判断されているのである。それにもかかわらず、被告官部は、本件訴訟で問題となっている「全国部落調査」を自ら現在の地名と照合しやすいようにする等の加工をした上で、インターネット上で公開している。被告官部は、差別意識を増幅し、差別行為を助長しやすいようにインターネット上で公開しているのである。最高裁が被差別部落所在地情報を禁止した趣旨に、真っ向から反する行為である。

5 大阪法務局に対する情報公開請求

大阪法務局が、被告官部に対し、同人が運営するブログに掲載された大阪同和地区マップ等の削除要請をしたのであるが、被告官部は、同大阪同和地区マップ等について、法務局が取得した情報の開示を求めた。これに対し、2013（平成25）年7月31日、東京高裁は請求を棄却する判決をし、最高裁も上告を棄却し、原判決は確定した。被告官部は、同判決について次のように解説している（甲82）。

「大阪同和地区マップを開示すると、それが事実かどうかに関わらず（事実であればなおのこと）、当該地域の住民が差別を受けて権利利益を侵害される。」

本件訴訟においても、被告官部が公開している「全国部落調査」等の情報が事実かどうかに関わらず、被差別部落出身者等が差別を受けて権利利益を侵害されるのは同様である。被告官部は、上記東京高裁判決を自ら解説していることから、本件訴訟における自らの行為によって、被差別部落出身者等が差別を受けて権利侵害されることを自認しているといえる。

6 結論

以上のように、被告官部は、被差別部落所在地情報に関する情報の収集に執着してきたのであるが、ことごとく敗訴してきたのである。それらの判決

理由は、部落差別の現実を前提とした差別助長の防止、被差別部落所在地情報取得者（被告宮部）による被差別部落所在地情報拡散の防止であった。

裁判所が懸念したとおり、被告宮部は、「全国部落調査」を発見するや否や、自ら現在の地名と照合しやすいようにする等の加工をした上で、インターネット上で晒す行為に及んだのである。自らの行為による部落差別が助長されることを認識した確信犯であり、被告らの行為の違法性は極めて高い。

第2 被告宮部が個人情報の公開に執着してきたこと

1 住所でポン（ネットの電話帳）について

被告宮部は、2012年、ウェブサイト「住所でポン！」を開設した。（現在は、「ネットの電話帳」と改名している。）。訴状第5の2(3)アでも述べたように、この「住所でポン！」ないし「ネットの電話帳」は、過去にNTTの電話帳に掲載された氏名や住所、電話番号といった個人情報を、簡便に検索できる形で、無断でウェブサイト上に公開するものである。しかも、NTTの電話帳をもとに作成されているため、公開されている個人情報は数千万人規模である。加えて、検索の結果表示される住所はグーグルマップと連携しているため、検索結果住所の文字情報が表示されるだけでなく、検索結果住所を示したグーグルマップが表示されるのである。

2015年8月14日、被告宮部は、「ネットの電話帳」によりプライバシー権侵害をされたことを理由に京都地裁に提訴された（甲17）。しかも、被告宮部は、仮処分・間接強制等により削除を命じられても、異議・抗告・特別抗告を行ない（甲17）、インターネット上で氏名・住所・電話番号等の個人情報を晒すことに激しく執着してきた。

また、被告宮部は、示現舎のホームページで次のようにも述べる（甲84）。

「島崎弁護士は『もう書面をネットに載せないと約束しますか？』

と筆者に問うたが、筆者は拒否。当日は京都地裁の廊下に原告の本名

が張り出されてあったので、筆者はそのことなどを挙げて、別に原告や弁護士に恨みはないが、約束に応じることは裁判公開の原則や表現の自由に反するし、弁論の非公開や裁判記録の閲覧制限等のしかるべき手続きが取られていないと反論。議論は平行線…。」

被告官部は、裁判所内での事件情報の掲示と、インターネット上で個人情報晒すことの区別がつかないようである。本件訴訟でも同様であるが、「全国部落調査」がごく限られた者にしか閲覧されない状態にあることと、インターネット上にそれを晒し、世界中の人々が閲覧し、保存し、拡散できる状態にすることは、全く次元が異なるのは明らかである。

2 住所でポン（ネットの電話帳）とネットの電話帳の関連性

ネットの電話帳を使用すれば、個人の氏名を入力すると、その個人がネットの電話帳に登録されていれば（NTTの電話帳に掲載されていれば）、その者の住所の文字情報及びその住所を示したグーグルマップが表示される。この判明した住所と全国部落調査を対照すれば、被差別部落の居住者か否かが判明してしまう。

すなわち、その真偽は別にしても、被告官部が公開しているネットの電話帳と「全国部落調査」等を対照することで、インターネットで簡便に被差別部落居住者か否かの身元調査が可能なのである。

3 結論

以上のように、被告官部は、名前・住所等の個人情報を晒すことに激しく執着してきた。しかも、ネットの電話帳と「全国部落調」等が結びつくことで、より部落差別は助長されるのであり、当然、両者の公開主体である被告官部自身もそのことを認識しており、行為の違法性は極めて高い。

以上

平成28年（ワ）第12785号 第17680号 第28219号 損害賠償等請求事件

原告 部落解放同盟 外247名

被告 示現舎合同会社 外2名

証 拠 説 明 書 8 (甲81～84)

2017 (平成29) 年9月25日

東京地方裁判所民事13部 御中

原告ら代理人弁護士 河村 健 夫



同 山本 志 都



同 指宿 昭 一



同 中井 雅 人



| 号 証 | 標 目 (原本・写しの別) | 作 成 年月日 | 作 成 者 | 立 証 趣 旨 | 備 考 |
|-----|-------------------|-------------------|-------|---|-----|
| 甲81 | 訴状 | 写 2007年 11月16日 | 被告官部 | 被告官部が、部落解放鳥取県企業連合会による加点研修の実績報告書、受講者名簿の開示などを求めて開示請求をしたこと。 官部慎太郎が被告官部の依頼により情報公開請求および異議申立をしていること。 | |
| 甲82 | 同和地区に関する訴訟の結果のまとめ | 写 2014年 10月17日 | 被告官部 | 被告官部が自ら行ってきた被差別部落所在地情報公開請求訴訟の結果及び判決についての被告官部の解釈。 | |

| | | | | | |
|-------|---|------------------|------|---|--|
| 甲 8 3 | 鳥取市の同和減免 住民訴訟の顛末 | 写 2016年 5月16日 | 被告官部 | 被告官部が、鳥取市下味野地区の同和対策固定資産税減免部分の徴収を怠ることが違法であること等を求めて、鳥取地裁で住民訴訟を提起したこと、同訴訟判決の内容など、同訴訟の内容。 | |
| 甲 8 4 | 「ネットの電話帳 事件」口頭弁論が 行われないまま終 了か？ | 写 2016年 7月1日 | 被告官部 | 被告官部が、プライバシー権侵害により提訴されている「ネットの電話帳」事件の内容、進行状況等。 | |